

保険証更新お忘れなく！

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は7月31日(金)をもって有効期限が切れます。被保険者証の交付(更新)を地区公民館などで下記の日程で実施いたしますので、更新されますようお願いいたします。

- 更新指定日に更新できない場合は、次の場所で交付します。
- 【電北地区】健康福祉課 国民健康保険係
- 【宮原地区】宮原振興局 総務振興課 総合窓口係

平成27年4月1日から国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、氷川町の国民健康保険税の上限額(賦課限度額)も本年度から表のとおり変更となりました。

「国民健康保険限度額認定・標準負担額減額認定証」をお持ちの人へ
認定証を8月以降も引き続き使用される場合は新たに申請の手続きを行われますようお願いいたします。
なお、認定証の申請は保険証更新会場では行えませんので、健康福祉課または宮原振興局総務振興課で申請をお願いいたします。

	平成26年度まで	平成27年度以降
医療分	51万円	52万円
介護分(40～64歳)	14万円	16万円
後期高齢者支援分	16万円	17万円

※上限額とは国民健康保険税賦課(課税)額の上限のことです。国民健康保険税算定時にこの額を超えた分については賦課されません。

国民健康保険被保険者証更新日程

☆持参するもの ①印鑑 ②国民健康保険被保険者証(世帯全員分)

期日	時間	電北地区	会場	宮原地区	会場
7月15日(水)	9時～10時	本山・中大野	中大野公民館	新村	新村公民館
	10時30分～11時30分	迫	迫公民館	下宮	下宮公民館
	13時30分～14時30分	笹尾・上高塚	ウォーキングセンター		
	15時～16時	吉本・下高塚	吉本公民館		
7月21日(火)	9時～10時	高野道・北野津	野津交流館(ホール)	東上宮	まちづくり酒屋
	10時30分～11時30分	西野津・北川	野津交流館(ホール)	町	まちづくり酒屋
	13時30分～14時30分	河原・法道寺	法道寺公民館	西上宮	氷川町公民館
7月22日(水)	9時～10時	沖塘・若洲	沖塘公民館	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館
	10時30分～11時30分	西網道	西網道公民館	今	今公民館
	13時30分～14時30分	中網道	中網道公民館	早尾	早尾公民館
7月27日(月)	9時～10時	東網道	東網道公民館	梶	梶公民館
	10時30分～11時30分	新田	下新田公民館	原田	原田公民館
	13時30分～14時30分	島地・上鹿島	鹿島公民館	有佐	有佐公民館
	15時～16時	下鹿島	農産加工研修センター	宮園	宮園公民館
7月28日(火)	9時～10時	北鹿野	電北歴史資料館(和室)	立神	立神公民館
	10時30分～11時30分	南鹿野	南鹿野公民館	川上	川上公民館
	13時30分～14時30分	柳の江・立石	健康センター(教養室)		
		反甫	反甫公民館		

お問い合わせ先 健康福祉課 国民健康保険係 ☎52-5852(直通) 宮原振興局 総務振興課 総合窓口係 ☎62-2312(直通)

「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」更新のお知らせ

現在お持ちの保険証(水色)の有効期限は7月31日(金)までです。

新しい保険証は黄色です
新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、8月1日からは新しい保険証をお使いください。
なお、現在お持ちの保険証(水色)は、8月1日以降に各自で破棄してください。

一部負担金の割合

一部負担金の割合(病院などでの窓口負担)は、平成27年度の町民税の課税所得を基準に判定しています。
一部負担金の割合については、左のとおりです。

一部負担金の割合(病院などでの窓口負担割合)	
同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者	⇒ 3割
上記条件に該当しない世帯の被保険者	⇒ 1割



臓器提供意思表示

保険証の裏面には臓器提供の意思表示欄があります。臓器提供の意思表示をする場合は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口にて用意しておりますので、詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新および新規申請手続きのお知らせ

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯の全員が住民税非課税の人が、外来や入院で、多額の医療費が掛かる場合、事前に申請をし、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示すると、医療費負担の月額が決められた限度額までとなります。
認定証は更新が必要です
現在お持ちの認定証(水色)は7月31日(金)で有効期限が切れま

所得区分が引き続き低所得者Ⅰ・Ⅱの人については、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)を7月中旬に郵送しますので、8月1日からお使いください。

新しく申請される人は

低所得者Ⅰ・Ⅱの人で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない人は、外来または入院で受診される場合に、この認定証が必要となりますので、健康福祉課または宮原振興局総務振興課へ申請をしてください。
※現役並み所得者、一般所得者の人は該当しません。

所得区分	入院時の自己負担限度額(月額)	外来時の自己負担限度額(月額)	入院時の食事代(1食当たり)
現役並み所得者(※①)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 4回目以降44,400円(※⑤)	44,400円	260円
一般所得者(※②)	44,400円	12,000円	260円
低所得者Ⅱ(※③)	24,600円	8,000円	過去12か月で90日までの入院 210円 過去12か月で91日目からの入院 160円(※⑥)
低所得者Ⅰ(※④)	15,000円	8,000円	100円

- 申請に必要なもの
- ・後期高齢者医療被保険者証
 - ・印鑑
 - ※①現役並み所得者とは、145万円以上の課税所得がある後期高齢者被保険者がいる世帯内の被保険者全員所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人
 - ※②一般所得者とは、現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人
 - ※③低所得者Ⅱとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)
 - ※④低所得者Ⅰとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円となる人(年金収入のみの場合、80万円以下の人)
 - ※⑤過去12か月以内に外来と入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は4万4400円になります。
 - ※⑥入院期間が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。
- お問い合わせ先
健康福祉課 国民健康保険係 ☎52-5852(直通)